

地方自治法第八十条第一項の規定による知事の専決処分事項の指定（案）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による知事の専決処分事項を次のように指定する。

- 一 県債の利率を変更すること。
- 二 議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和三十九年福井県条例第一号）に基づいて議会の議決を経た工事または製造の請負契約ならびに財産の取得または処分をその議決の趣旨に反しない範囲において変更すること。ただし、変更に係る増加額が一千万円を超える場合を除くものとする。
- 三 法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか、一件百万円以内の権利の放棄をすること。
- 四 法律上県の義務に属する損害賠償について、一件につき五百万円以内において額を定めることおよびこれに伴う和解に関すること。
- 五 地方自治法第二百四十三条の二の二第八項の規定により、百万円以内の職員の賠償責任を免除すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この指定は、令和二年四月一日から効力を生ずる。
（知事専決事項の廃止）
- 2 知事専決事項（昭和四十六年決議第五十八号）は、廃止する。

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。